

八代市監査委員公告第8号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和5年4月25日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	谷	川		登

# 財政援助団体等監査結果

## に対する措置状況

(令和5年4月)

八代市監査委員

## 目 次

### 措置の内容

#### 【令和4年度実施分】

- ◆ 健康福祉政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◆ 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団・・・・・・・・ 2
- ◆ 障がい者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◆ 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団・・・・・・・・ 6

八代市監査委員 様

八代市長 中村博生  
(公印省略)

財産援助団体等監査結果に対する措置状況について(通知)

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課かい名 健康福祉部 健康福祉政策課  
監査対象年度 令和元年度 ～ 令和3年度  
監査実施期間 令和5年2月6日 ～ 令和5年2月24日

【主管課に関する指摘事項】

主管課	指摘事項	<p>ア 出資者としての権利行使について</p> <p>本市は、八代市社会福祉事業団に資本金300万円のうち100%を出資している。</p> <p>地方自治法第221条第3項の「普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。」との規定に基づき、八代市社会福祉事業団の経営成績及び財務状況を十分に把握した上で、出資者の立場で適切な指導監督を行う必要がある。</p> <p>しかし、収入及び支出の実績若しくは見込みについての報告や経営状況、財政状況の報告を徴していなかった。</p> <p>必要な報告を求めた上で、八代市社会福祉事業団の経営成績及び財政状況を十分把握し、出資者である八代市の主管課として、適切な指導、監督を行うようにしていただきたい。</p>
-----	------	--

	改善内容	<p>ア 八代市社会福祉事業団からの月例事業報告は、令和2年度末から毎月行われていますが、財政状況に関する報告は行われていませんでした。</p> <p>また、月例事業報告も受領しているだけで、課内情報共有のための供覧等は行っていませんでした。</p> <p>今後は、月例事業報告と財政状況を示す月次試算表を併せて徴し、徴した書類を収受・供覧し、八代市社会福祉事業団の経営成績及び財政状況を把握し、必要な場合には、適切な指導・助言を行ってまいります。</p>
--	------	--

【団体に関する指摘事項】

団体	指摘事項	<p>イ かし担保責任から契約不適合責任への改正について</p> <p>令和2年4月1日に施行された改正民法により、「かし担保責任」は「契約不適合責任」に改正されたが、契約書に記載する事項が列記された経理規程第74条第1項第6号には、「かし担保責任」と規定されている。</p> <p>改正前民法におけるかし担保責任では、買主(委託者)は売主(受託者)に対して「損害賠償請求」と「契約の解除」を行うことができるにとどまっていたが、現行民法における契約不適合責任では、前記の2つに加えて、「履行の追完請求」と「代金減額請求」が認められている。</p> <p>経理規程の改正を行うとともに、契約書に「契約不適合責任」(履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除)を規定していただきたい。</p>
	改善内容	<p>イ 指摘のあった、かし担保責任から契約不適合責任への改正について、令和5年3月28日八代市社会福祉事業団理事会において経理規程を改正し、「かし担保責任」を「契約不適合責任」へ改めました。また、契約書においても第11条で契約不適合責任を追加し変更しています。</p>

八市障福第462号  
令和5年3月30日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名	<u>障がい者支援課</u>
監査対象年度	<u>令和元年度 ～ 令和3年度</u>
監査実施期間	<u>令和5年2月6日 ～ 令和5年2月24日</u>

主管課に対する指摘事項

<p>主管課</p>	<p>指摘事項</p>	<p>ア) 協定書について  協定書に記載された内容について、以下のような不適切な取り扱いがあった。  ①協定書第4条の(管理業務)について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)の条項を引用してあるが、法の条項と、協定書に記載した条項が一致していない。  &lt;法第5条&gt;  第13項 就労移行支援  第14項 就労継続支援  第15項 就労定着支援  &lt;協定書第4条&gt;  法第5条第14項に規定する就労移行支援に関する業務  法第5条第15項に規定する就労継続支援に関する業務</p> <p>②協定書第4条(管理業務)に、指定管理業務として委任する「法第5条第7項に規定する生活介護に関する業務」の記載が漏れている。</p> <p>③協定書第7条で、管理業務の第三者への委託等を行う場合は事前に協議し市が承諾することを規定しているが、指定管理の開始日である4月1日付で業務委託承認申請書等の提出を受け、同日承認しており、委託先役員に暴力団等関係者がいないかの確認をしていない。</p> <p>法に基づく業務の一部が協定書に正確に記載されていない状況となっているため、協定内容の変更を行っていただきたい。  また、指定管理者との協定締結前に、協定の文言が法改正等に対応しているか確認するとともに、再委託先の業者が暴力団排除の規定に沿っているか確認し、指定管理施設が法令等に基づき適正に管理されるよう留意していただきたい。</p>
<p>改善内容</p>	<p>ア) 協定書について</p>	<p>①指摘のあった法の条項の引用の不一致については、協定書の変更を行い、改善しました。今後は、指定管理者との協定締結前に、協定の文言が法改正等に対応しているか確認を徹底いたします。</p> <p>②指摘のあった指定管理業務として委任する業務の記載漏れについては、協定書の変更を行い改善しました。今後は、指定管理者との協定締結前に、協定の文言が法改正等に対応しているか確認を徹底いたします。</p> <p>③指摘のあった管理業務の第三者への委託等を行う場合の暴力団等関係者の有無の確認については、令和5年度委託予定の業者について確認を行ったところ、全て八代市の指名業者に含まれていたため、暴力団等関係者はないと判断し、再委託を承認しました。</p>

<p>主管課</p>	<p>指摘事項</p>	<p>イ 事業計画書等の提出について  協定書において、翌年度の事業計画書（第12条）、毎月の業務報告（第13条）及び毎事業年度終了後の事業報告（第14条）を提出するよう規定してあるが、指定管理者としての提出ではなく、本来不要である八代市社会福祉事業団が実施する他の業務（保寿寮の管理運営の状況、児童発達支援センターのぞみの管理運営の状況等）を含む、八代市社会福祉事業団全体の事業計画書、業務報告、事業報告が提出されている。また、指定管理業務として報告が必要な会議室等の利用料金の収入の実績が記載されていない。  今後は、事業計画書等の提出を求める目的及び報告内容を整理し、本市の指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価に関するマニュアル」に基づいて、指定管理者に対する助言・指導など適正なモニタリングを行っていただきたい。</p>
	<p>改善内容</p>	<p>イ 事業計画書等の提出については、指定管理業務に関する報告のみの提出に改善しました。また、指定管理業務として報告が必要な会議室等の利用料金の収入実績については、確実に記載するよう改善しました。  今後は、事業計画書等の提出を求める目的及び報告内容を整理し、本市の指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価に関するマニュアル」に基づいて、指定管理者に対する助言・指導など適正なモニタリングを行います。</p>



【団体に関する指摘事項】

<p>団体</p>	<p>指摘事項</p>	<p>ア) 協定書について  協定書に記載された内容について、以下のような不適切な取り扱いがあった。  ①協定書第4条の(管理業務)について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)の条項を引用してあるが、法の条項と、協定書に記載した条項が一致していない。  &lt;法第5条&gt;  第13項 就労移行支援  第14項 就労継続支援  第15項 就労定着支援  &lt;協定書第4条&gt;  法第5条第14項に規定する就労移行支援に関する業務  法第5条第15項に規定する就労継続支援に関する業務</p> <p>②協定書第4条(管理業務)に、指定管理業務として委任する「法第5条第7項に規定する生活介護に関する業務」の記載が漏れている。</p> <p>協定は、指定管理者である団体と八代市の間で、仕様書等に示した内容に沿って、双方が協議して締結するものであり、管理運営業務に関する記載内容は、指定管理者事業計画の内容を基に業務の詳細な内容を記載することとなっている。法改正等への対応も含め、記載内容を十分に確認し、協定を締結するようにしていただきたい。</p>
<p>改善内容</p>	<p>ア) 協定書について</p>	<p>①指摘のあった法の条項の引用の不一致については、協定書の変更を行い、改善しました。今後は、協定締結前に協定の文言が法改正等に対応しているか確認を徹底いたします。</p> <p>②指摘のあった指定管理業務として委任する業務の記載漏れについては、協定書の変更を行い改善しました。今後は、協定締結前に協定の文言が法改正等に対応しているか確認を徹底いたします。</p>